

京都市健康増進センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成25年6月14日

京都市長 門川大作

京都市規則第20号

京都市健康増進センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市健康増進センター条例の一部を改正する条例（平成25年3月29日京都市条例第86号）の施行期日は、平成25年7月1日とする。

（保健福祉局保健衛生推進室保健医療課）